

令和7年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年5月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	㊟ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	㊟ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	㊟ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
㊟ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 15名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
○ 松本 伸雄	○ 松本 覚二	○ 松崎 美喜雄
㊟ 山口 康明	㊟ 長谷川 壽幸	㊟ 高田 良彦
㊟ 新見 哲也	㊟ 渡口 学	㊟ 小林 重喜
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事 補 川崎 涼	参事 吉田 倉也	主査 吉永 大輔
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
18番 須藤 正文	1番 宮本 国男	



ん有機栽培でなされていました。そして今度は広い芋畑の方に植え替える訳ですけど、マルチシートを敷いて植えているということでした。実際にマルチシートを使った場合と使わなかった場合の実験をされたみたいで、やはりマルチシートを敷いた方が味が良かったそうです。現在は手はかかりますが、そういう出し方をしているということでした。今回は県農業会議主催の視察研修でしたが、今年度は松浦市独自の視察研修を計画される予定です。事務局の話によればですね。その折には委員の皆様には奮ってご参加いただければ幸いです。それでは本日の総会、よろしく願いいたします。

#### 【議長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員18番、須藤委員、1番、宮本国男委員にお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。まず1ページ、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）、農地法第3条の3の規定による届出（相続）、申請事件の処理状況について事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）でございます。1件ございます。貸し人、福島町塩浜免■■番地の■■氏、借り人、福島町塩浜免■■番地の■■氏分につきましては、長崎県農業振興公社を通した塩浜免の畑2筆分の契約の解約となります。解約理由は雨が多い時に■■氏が借りている農地から、下にある■■氏の農地に土砂が流出することから■■氏が■■氏に対して解約を求めたことによるものです。

続きまして農地法第3条の3の規定による届出（相続）でございます。議案書は1ページです。2件ございます。1件目です。被相続人は志佐町栢木免■■の■■氏、相続人は志佐町栢木免■■の■■氏です。農地の表示は志佐町栢木免字梅ノ木本■■から同地字北平■■番までの田4筆畑3筆の計7筆で、合計面積は6581㎡です。被相続人の■■氏は令和6年6月21日に亡くなられて相続人から令和7年3月24日に相続登記が完了したということで4月18日に届出があり同日受付けております。2件目です。被相続人は今福町東免■■番地の■■氏及び■■氏でございます。相続人は鹿児島県霧島市国分中央3丁目■■の■■氏です。農地の表示は今福町北免字石盛■■から同地東免字原口■■番までの田4筆畑7筆の計11筆、合計面積は6864㎡です。被相続人の■■氏が亡くなった後、平成27年5月13日に■■氏が相続されました。その後、■■氏は令和4年3月11日に亡くなられて、今回相続人の■■氏から令和7年3月14日に相続登記が完了したということで令和7年4月21日に届出があり令和7年4月24日受付けをしております。

続きまして申請事件の処理状況でございます。議案書の2ページをご覧ください。4月の定例会で審議いたしました農地法第5条についてでございます。譲渡人、■■氏、譲受人、■■氏の一般個人住宅への転用分については、令和7年5月15日付けで長崎県知事の許可がおりております。次に、資料にはございませんが、1件報告がございます。3月の定例会の時に5条申請で審議いただいた鷹島町のドローンスタンドの期間延長で令和8年4月15日までの一時転用が決定していましたが、その後、事業実施者であります株式会社■■が事業を中止したことによりまして、5月16日付で農地復元完了報告書が農業委員会に対して提出されましたことをご報告しておきます。

最後に提案事件の集計表でございます。本日の付議事項でこの後審議いただく内容となっております。今回は承認関係のみとなっております。農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についての一般分が10件、関係委員分で1件でございます。あと荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてが4件でございます。

以上が本日も審議いただく内容となっております。私からの説明は以上でございます。

**【議 長】**

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか？

はい、無いようですので次に付議事項に入ります。3ページ議案第28号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**【事務局】**

はい、それでは議案第28号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてをご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農地中間管理機構に対し別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。議案書は3ページから25ページにかけまして10件分の促進計画となっております。すべてA to Bで公社が貸し付ける分でございます。以上、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしく申し上げます。

**【議 長】**

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので担当地区分のご確認をお願いします。

はい、各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

はい、無いようですので、議案第28号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。

続きまして26ページ、議案第29号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。ここで農業委員1番宮本国男委員の退席をお願いします。

（宮本委員 退席）

それでは事務局の説明をお願いします。

**【事務局】**

はい、議案第29号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。資料は26ページから31ページでございます。これにつきましては、農業委員関係分となっております。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農地中間管理機構に対し別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。1件分の促進計画となっております。A to Bで公社が貸し付ける分でございます。以上、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしく申し上げます。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

はい、無いようですので、議案第29号農用地利用集積等促進計画（一括方式）については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。宮本国男委員、入室をお願いします。

（宮本委員、着席）

続きまして32ページ、議案第30号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

前方にスライドを用意しております。番号1です。申出人は長崎市三京町■■■■の■■■■氏です。土地の所在は御厨町米ノ山免字田ノ迎■■■■、畑、15㎡、1筆です。申出の現況地目は原野ということでした。5月12日に現地確認を行いました。番号1は荒廃が進みスクリーンのような状況でした。道路と線路に挟まれた三角地で、農地として利用困難な場所にありました。以上により農地に復旧しても利用の見込みがないため、現況原野で非農地判断して差し支えないものと思われまます。次に飛びまして番号3番です。申出人は佐世保市天神■■■■の■■■■氏です。土地の所在は御厨町大崎免字深田■■■■、田、281㎡です。申出の現況地目は原野でした。隣接する田の畦畔の一部になっており、現況原野で非農地には該当しないと判断します。最後に番号2と4は隣接してるため、まとめて説明します。5月13日に現地確認を行いました。番号2の申出人は佐世保市天神■■■■の■■■■氏で、土地の所在は御厨町高野免字丸久保■■■■番、田、137㎡です。申出の現況地目は原野ということでした。番号4の申出人は御厨町高野免■■■■番地の■■■■氏で土地の所在は御厨町高野免字丸久保■■■■番、田、235㎡です。申出の現況は原野ということでした。どちらも草刈り・耕起をすれば農地への復旧が可能な状況でしたので非農地には該当しないと判断します。以上、皆様のご審議をお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。それでは1番について、地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員2番、山下委員をお願いします。

【山下委員】

推進委員2番の山下です。当日、現地確認に行きました。ここは私が小さい時に小学校に行くときに横を通っていた記憶があるんですけど、畑とかはなかったような気がするんですけど、畑だったんですね、今だにそういう形跡が全くない状態でした。それでこれは非農地にすることが適当ではと思います。以上、よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして2番から4番について、農業委員4番、末武委員をお願いします。

【末武委員】

農業委員4番、末武です。まず3番のですね■■■■さんの分なんですが、現況水田になっている所の畦畔という形になっています。今、耕作されている水田の方が管理されてきておりまして、畦畔という形なので非農地というのは難しいのではと思います。それから2番と4番の■■■■さんと■■■■

■さんの水田なのですが、隣接しておりまして草はセイタカアワダチソウとか生えてるんですけど原野化しているという状態ではないし、草刈り等すれば復旧はできるのかなという風に事務局から説明があったとおりにいうふうに思っています。宜しくお願いします。

**【議 長】**

ありがとうございました。只今地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第30号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、1番については非農地通知を交付するものいたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

**【事務局説明】**

- ・地域計画に関する農林水産省アンケートの入力について（タブレットを利用）
- ・緑区分の遊休農地の解消について（6年度までに判明した緑区分の遊休農地の一覧表配布）
- ・全国農業新聞の購読推進について（7年度目標 133部）
- ・地域計画の計画変更申出について
- ・農地バンクを通じた貸し借りに係る借り手の法令順守申告書について
- ・先進地視察研修について（九州管内）
- ・活動記録簿記載の徹底について
- ・ながさき農業委員会1.1運動について
- ・農業者年金の加入推進について
- ・物納契約ができなくなったことについて

**【議 長】**

質問等はございせんか？

無いようですので、以上で本日の総会を終わります。来月の総会は6月27日（金）となっております。本日はお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 50分